

○東京藝術大学危機管理委員会規則

平成25年1月24日
制定
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学危機管理規則第6条第2項の規定に基づき、東京藝術大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な危機管理体制の構築に関すること。
- (2) 職員の危機意識向上のための教育・訓練の実施に関すること。
- (3) 危機管理マニュアルに関すること。
- (4) その他危機管理に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。